

中期財政計画

～ 財政収支見通しと対処方策～

(平成20年度～平成24年度)

平成 2 0 年 2 月

北 見 市

目 次

第1章 計画策定の考え方

はじめに	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の構成と期間	3
4 推計の前提等	3

第2章 財政収支見通しの推計

1 歳入に関する事項（平成19年度～平成24年度）	5
2 歳出に関する事項（平成19年度～平成24年度）	8
3 収支見通し総括表（平成19年度～平成24年度）	11
4 財政健全化計画（平成19年度～平成21年度）の目標額の内訳	12

第3章 収支不足の対処方策

1 収支不足の対処方策	14
2 対処方策の内容	14
3 収支不足の状況と対処方策の目標額	16

第4章 前計画（平成19年2月策定の北見市中期財政計画）の検証

1 平成20年度の検証	18
-------------	-------	----

（参考）

市債・債務負担行為・基金の推移	19
公債費負担適正化計画	24
定員適正化計画	27

第 1 章 計画策定の考え方

はじめに

わが国の経済は、景気に一部弱さがみられるもののゆるやかな回復が続いているが、地方、特に北海道においては、依然として厳しい状況が続いている。こうした情勢の中、国は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」及び「経済財政改革の基本方針2007」を踏まえ、歳出改革の努力を決して緩めることなく、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制を図るとともに、地方財政計画においても、財政状況の厳しい地域の市町村などに地方交付税を重点配分するための歳出特別枠として「地方再生対策費」の創設により、地方交付税が3年ぶりに増額したが、特別枠を除いた地方一般歳出では9年連続でマイナスとなり、人件費、投資的経費及び一般行政経費の各分野にわたり厳しい抑制が図られたところであり、地方財政にも歳出削減に向けた改革が強く求められているところである。このような状況のもと、北見市においても、歳入の根幹をなす市税収入が長引く地域経済の低迷により深刻な状況にあり、また、歳出にあっては、扶助費や公債費などの義務的経費の増嵩、団塊の世代の退職金などにより、今後とも厳しい財政運営が見込まれている。このことから、北見市財政健全化計画を平成19年1月に策定し、行財政改革を進めているところであるが、財政健全化計画を着実に実行することはもとより、さらに、将来を見据えた健全な行財政運営に、なお一層の努力をしていかなければならない状況にある。

1 計画策定の目的

- ・平成19年度及び平成20年度の決算見込みをもとに、「地方財政計画」や「日本経済の進路と戦略」等、国の指針を勘案しながら、昨年策定した「北見市中期財政計画」の推移等を踏まえ、中期的な財政収支の見通し等の試算を行い、改めて今後の課題を把握し、収支の改善や財政の健全化に向け対処方策を明らかにする。
- ・中期的な視点から今後策定する「総合計画」等に基づいた「実施計画」を策定する際の施策、事業の選択や、その位置付けに向けた指針とするとともに、これら事業等による後年度負担等をチェックする手掛りにする。
- ・行財政運営への理解が高まるよう財政に関する情報を幅広く提供し、積極的に行財政改革を推進するための資料とする。

2 計画の位置付け

- ・「中期財政計画」は、「行財政改革推進計画」（前期）と関連し合うとともに、財政面から施策の事業化に向けた「実施計画」の裏付けとなるものである。また、計画期間中の現行ベースによる財政収支の見通しと課題、今後の対処方策等を明らかにすることにより、「実施計画」の策定、予算編成等の指針とするものである。

3 計画の構成と期間

- ・ 構成 この計画は、「財政収支見通しの推計」、「収支不足の対処方策」及び「前計画（平成19年2月策定の北見市中期財政計画）の検証」から構成する。なお、参考として「市債・債務負担行為・基金の推移」、「公債費負担適正化計画」及び「定員適正化計画」を添付した。
- ・ 期間 現行ベースによる「財政収支見通しの推計」については平成20年度から平成24年度までの5年間とする。なお、参考に添付した「公債費負担適正化計画」は平成18年度から平成24年度までの7か年計画であり、「定員適正化計画」は平成19年度から平成22年度までの4か年計画である。

4 推計の前提等

- ・「財政収支見通しの推計」については、現行制度を基本に試算した。なお、経済指標については本年1月下旬、財務省が示した「平成20年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」に用いた経済成長率と、1月18日に閣議決定した「進路と戦略」の参考資料として提出された財政試算で用いた経済成長率があるが、北見市の「財政収支見通しの推計」においては、現下の地域経済情勢及び地方交付税制度も含めた今後の地方財政対策が、今なお不透明であることなどを勘案し、伸び率0%を用いて試算することとした。また、今般策定した財政健全化計画をできる限り反映するとともに、使用料・手数料など条例の改正等の手続きが必要な項目については、推計に含めないこととした。

第 2 章 財政収支見通しの推計

1 歳入に関する事項 (平成19年度～平成24年度)

今後の歳入見込み(現行ベースによる試算)

市税

個人市民税、法人市民税、固定資産税等の市税については、経済状況及び平成19年までの税制改正等を勘案し試算した。

平成20年度については、平成19年度の決算見込みによる収納率を用い、平成21年度以降は伸び率0%として試算した。

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
個人市民税	5,257	5,131	14,430	14,430	14,430	14,430
法人市民税	1,489	1,477				
固定資産税	5,577	5,631				
その他	2,235	2,191				
合 計	14,558	14,430	14,430	14,430	14,430	14,430

地方交付税

所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税(国税5税)の約3分の1が現行の交付基準であるが、平成20年度は地方財政計画に基づき、新たに創設される「地方再生対策費」などを考慮して積算し、平成21年度以降は事業費補正等の特殊要因を勘案し、その他については伸び率0%として試算した。

なお、平成19年度から平成21年度まで交付税の不足分を臨時財政対策債発行によることとなっているが、平成22年度以降も継続されると想定して試算した。

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
普通交付税	15,128	15,229	15,116	15,118	14,894	14,985
特別交付税	1,731	1,703	1,608	1,608	1,608	1,608
小 計	16,859	16,932	16,724	16,726	16,502	16,593
臨時財政対策債	1,362	1,273	1,273	1,273	1,273	1,273
合 計	18,221	18,205	17,997	17,999	17,775	17,866

譲与税・交付金

平成20年度は地方財政計画に基づき積算し、平成21年度以降は伸び率0%により試算した。

地方特例交付金のうち、特別交付金については、平成21年度までの措置として試算した。

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
自動車重量譲与税	759	738	738	738	738	738
地方道路譲与税	266	266	266	266	266	266
地方消費税交付金	1,537	1,346	1,346	1,346	1,346	1,346
自動車取得税交付金	335	240	240	240	240	240
地方特例交付金	135	160	160	120	120	120
その他	225	214	214	214	214	214
合 計	3,257	2,964	2,964	2,924	2,924	2,924

使用料及び手数料

各種使用料・手数料については、現行料金により推計した。

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
使用料	956	958	958	958	958	958
手数料	600	467	467	467	467	467
合 計	1,556	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425

国・道支出金

現時点での制度を前提に、国及び道からの負担金、補助金を歳出を勘案し推計した。

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国庫支出金	5,193	4,948	5,368	4,906	5,462	5,739
生活保護費負担金	1,781	1,871	1,927	1,985	2,045	2,106
児童手当 児童扶養手当負担金	599	607	607	607	607	607
保育所運営費負担金	243	274	274	274	274	274
障がい者福祉費負担金	621	623	623	623	623	623
その他一般経常分	445	366	366	366	366	366
公営住宅建設事業	354	331	} 1,571	} 1,051	} 1,547	} 1,763
義務教育施設整備事業	43	20				
公園整備事業	20	65				
道路関連事業	347	674				
都市再生基幹事業 (道路・公園等)						
災害復旧事業	0	0				
その他事業分	267	87				
繰越明許費分	473	30				
道支出金	2,537	2,084	2,085	2,086	2,087	2,088
生活保護費負担金	36	36	37	38	39	40
児童手当負担金	235	235	235	235	235	235
保育所運営費負担金	122	137	137	137	137	137
医療費助成負担金	267	260	260	260	260	260
障がい者福祉費負担金	344	312	312	312	312	312
道民税徴収取扱費委託金	256	306	306	306	306	306
中山間地域等振興事業	242					
その他	1,035	798	798	798	798	798
合 計	7,730	7,032	7,453	6,992	7,549	7,827

⑥ 地方債

平成21年度以降は歳出に計上した投資的経費をもとに、平成20年度の当初予算で用いた起債充当率等により推計した。退職手当債については、今後の団塊の世代における退職手当の増加分として見込まれる額を想定し、また、公的資金補償金免除繰上償還を平成19年度から3年間借換債による実施を想定して試算した。

なお、臨時財政対策債については、平成19年度から平成21年度まで継続されるが、平成22年度以降についても継続されると想定し試算した。

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公営住宅建設事業	497	375	4,045	2,681	2,417	3,519
義務教育施設整備事業	100	163				
公園整備事業	58	102				
道路関連事業	909	952				
災害復旧事業	15	0				
その他事業	802	620				
行政情報システム構築事業	236	1,154	262			
都市再生基幹事業 (道路・公園等)			48	2,075	2,500	2,500
庁舎建設事業						
(仮称)北見市立中央 図書館建設事業						
常呂厚生病院建設事業	1,650					
繰越明許費分	85	3				
退職手当債	600	600	700	1,100	700	600
地域振興基金造成	1,000	937				
小 計	5,952	4,906	5,055	5,856	5,617	6,619
臨時財政対策債	1,362	1,273	1,273	1,273	1,273	1,273
借換債	442	1,324	714			
小 計	1,804	2,597	1,987	1,273	1,273	1,273
合 計	7,756	7,503	7,042	7,129	6,890	7,892

※ 臨時財政対策債は、本来、国から交付されるべき地方交付税のうち、国の交付税財源が不足する交付税分の振替として発行が認められる地方債で、後年度、償還分について全額交付税措置される。

⑦ その他

繰入金については、減債基金の公債費充当や運用基金の運用益充当などのルール分を計上し、諸収入については主に歳出の貸付金・預託金等をもとに推計した。

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
分担金及び負担金	789	813	915	1,003	669	688
分担金	176	199	300	388	54	73
負担金	613	614	615	615	615	615
財産収入	286	182	108	108	108	108
寄附金	24					
繰入金(ルール分)	244	204	152	112	734	1,153
繰越金	136	300	300	300	300	300
諸収入	9,069	8,990	8,997	9,051	8,812	8,786
貸付金元利収入	6,802	7,330	7,330	7,330	7,330	7,330
その他	2,267	1,660	1,667	1,721	1,482	1,456
合 計	10,548	10,489	10,472	10,574	10,623	11,035

歳入合計

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入合計	62,264	60,775	60,510	60,200	60,343	62,126
基金繰入金(財源調整分)	4,579	2,088				
再 計	66,843	62,863	60,510	60,200	60,343	62,126

2 歳出に関する事項（平成19年度～平成24年度）

今後の歳出見込み（現行ベースによる試算）

人件費

一般職の職員給与については、平成19年度より給与構造改革の導入により給与制度の見直しを行ったことを勘案するとともに、財政健全化に向けた一時的削減並びに特別職の給与削減など、期間の定めがあるものについては、その時点（平成22年度）に復元することとした。
また、定期昇給などを1.0%増と見込み、定員適正化計画による平成22年度までの人員削減を反映し、平成23年度以降は平成22年度の定員と同数とし、試算した。
退職金については、定年退職及び自己都合退職を見込み推計した。また、退職手当組合清算金については、退職手当組合の脱退清算金を計上した。

（単位：百万円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費	10,803	9,984	10,051	10,683	9,558	9,105
報酬	984	936	936	936	921	921
職員給与	6,453	6,362	6,153	6,160	5,918	5,706
共済費	1,246	1,244	1,191	1,182	1,135	1,095
退職金	1,833	1,165	1,494	2,078	1,545	1,369
退職手当組合清算金	263	263	263	263		
その他	24	14	14	64	39	14

（参考）人件費のうち退職金について平成25年度以降の推移は次のとおりである。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1,922	1,481	1,671	1,268	1,117

扶助費

生活保護費の平成21年度以降は、平成20年度決算見込額に伸び率3%で試算した。

（単位：百万円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
扶助費	6,707	6,861	6,930	7,007	7,087	7,168
生活保護費	2,394	2,498	2,573	2,650	2,730	2,811
医療扶助費	622	660	654	654	654	654
児童手当 児童扶養手当	1,525	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
障がい者福祉費	1,579	1,587	1,587	1,587	1,587	1,587
その他	587	586	586	586	586	586

③ 公債費

既往債元利償還額のほか、現行ベースによる歳入での市債については、現行金利により借入期間を想定し、また、公的資金補償金免除繰上償還を平成19年度から3年間借換債による実施を考慮して試算した。一時借入金利子は現行金利で推計し、起債前借利子は平成21年度以降繰越事業がないものとして試算した。

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公債費	9,511	10,465	9,838	9,096	9,148	9,137
元金償還額	7,669	8,650	8,163	7,484	7,571	7,587
上記元金のうち借換分	442	1,324	714			
利子償還額	1,780	1,745	1,605	1,542	1,507	1,480
一時借入金利子等	62	70	70	70	70	70

④ 投資的経費

第3次実施計画を勘案し試算した。また、現時点で手法、実施年度、規模等が確定していない事業について、今後、優先度合いなどを勘案の上、計画的に実施されることを想定し一定額を加えて試算した。

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
投資的経費（下記の債務負担行為分除く）	6,764	5,982	7,202	6,747	7,604	9,369
公営住宅建設事業	921	696	} 6,706	} 4,554	} 4,204	} 5,569
義務教育施設整備事業	221	217				
公園整備事業	88	180				
道路関連事業	1,869	2,202				
災害復旧事業	16	1				
その他事業	1,548	1,379				
行政情報システム構築事業	278	1,265	396			
都市再生基幹事業 （道路・公園等）			} 100	} 2,193	} 3,400	} 3,800
庁舎建設事業 （仮称）北見市立中央図書館建設事業						
常呂厚生病院建設事業	1,738					
繰越明許費分	85	42				
債務負担行為分	734	769	656	589	534	486
投資的経費計	7,498	6,751	7,858	7,336	8,138	9,855

その他経費

積立金は長期運用による積戻額等を算入した。貸付金については据え置きとし、繰出金については各会計の事業費を考慮し、物件費・維持補修費やその他の経費は、特殊要因を除き伸び率を0%で推計した。また、公的資金補償金免除繰上償還を平成19年度から3年間借換債により特別会計及び企業会計での実施を想定し、補助費等の企業会計負担金、補助金及び繰出金について、試算した。

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア.物件費・維持補修費	9,033	8,825	8,825	8,825	8,850	8,825
光熱水費	735	733	733	733	733	733
委託料	3,471	3,385	3,385	3,385	3,385	3,385
維持補修費	1,688	1,730	1,730	1,730	1,730	1,730
その他	3,139	2,977	2,977	2,977	3,002	2,977
イ.補助費等	9,633	8,183	7,402	7,366	7,374	7,381
消防組合負担金	1,971	2,017	2,017	2,017	2,017	2,017
衛生施設組合負担金	120	80				
企業会計負担金、補助金	1,239	1,641	1,541	1,505	1,513	1,520
ガス事業会計清算経費	583	590				
市営競馬組合清算負担金	1,537					
法人立保育園運営費負担金・補助金	830	940	940	940	940	940
後期高齢者医療療養給付費負担金		944	944	944	944	944
幼稚園就園奨励費補助金	104	131	131	131	131	131
中山間地域等振興事業費	241					
その他	2,505	1,840	1,829	1,829	1,829	1,829
繰越明許費分	503					
ウ.貸付金	6,910	7,229	7,229	7,229	7,229	7,229
中小企業融資制度経費	2,922	3,181	3,181	3,181	3,181	3,181
勤労者貸付制度経費	1,387	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
公社貸付金	2,100	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
地域総合整備資金貸付	200					
その他	301	350	350	350	350	350
エ.繰出金	3,819	2,707	2,575	2,574	2,573	2,574
国民健康保険特別会計	1,013	944	944	944	944	944
老人保健特別会計	1,024	131				
後期高齢者医療特別会計		281	281	281	281	281
介護保険特別会計	1,103	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
下水道事業特別会計	590					
その他	89	180	179	178	177	178
オ.積立金	3,129	2,071	1,019	1,147	1,125	1,121
ちほく基金積戻分	1,410					
市庁舎建設基金積戻分		518	481	487	489	506
その他基金積戻分	250	504	475	597	573	552
地域振興基金	1,053	986				
その他	416	63	63	63	63	63
合 計	32,524	29,015	27,050	27,141	27,151	27,130

歳出合計

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳 出 合 計	67,043	63,076	61,727	61,263	61,082	62,395

3 収支見通し総括表(平成19年度～平成24年度)

(単位：百万円)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
収 支	市 税	14,558	14,430	14,430	14,430	14,430	14,430	
	地 方 交 付 税	16,859	16,932	16,724	16,726	16,502	16,593	
	臨 時 財 政 対 策 債	1,362	1,273	1,273	1,273	1,273	1,273	
	譲 与 税 ・ 交 付 金	3,257	2,964	2,964	2,924	2,924	2,924	
	使 用 料 及 び 手 数 料	1,556	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	
	国 ・ 道 支 出 金	7,730	7,032	7,453	6,992	7,549	7,827	
	地 方 債 (臨時財政対策債を除く)	6,394	6,230	5,769	5,856	5,617	6,619	
	そ の 他	10,548	10,489	10,472	10,574	10,623	11,035	
見 通 し	歳 入 合 計 A	62,264	60,775	60,510	60,200	60,343	62,126	
	人 件 費	10,803	9,984	10,051	10,683	9,558	9,105	
	扶 助 費	6,707	6,861	6,930	7,007	7,087	7,168	
	公 債 費	9,511	10,465	9,838	9,096	9,148	9,137	
	投 資 的 経 費	7,498	6,751	7,858	7,336	8,138	9,855	
	そ の 他 の 経 費	32,524	29,015	27,050	27,141	27,151	27,130	
	ア 物 件 費 ・ 維 持 補 修 費	9,033	8,825	8,825	8,825	8,850	8,825	
	イ 補 助 費 等	9,633	8,183	7,402	7,366	7,374	7,381	
	ウ 貸 付 金	6,910	7,229	7,229	7,229	7,229	7,229	
	エ 繰 出 金	3,819	2,707	2,575	2,574	2,573	2,574	
オ 積 立 金	3,129	2,071	1,019	1,147	1,125	1,121		
総 括	歳 出 合 計 B	67,043	63,076	61,727	61,263	61,082	62,395	
	歳 入 歳 出 差 引 C (A - B)	4,779	2,301	1,217	1,063	739	269	
	補 て ん 額	出納閉鎖時の歳出不用 額・歳入超過収入見込額 から翌年度への繰越額を 差し引いた推計額 D	200	200	200	200	200	200
		財政健全化計画におけ る今後の改善目標額 E		13	145			
		基 金 繰 入 金 (財源補てん分) F	4,579	2,088				
	収 支 再 差 引 G (C + D + E + F)	0	0	872	863	539	69	

4 財政健全化計画（平成19年度～平成21年度）の目標額（効果額）の内訳

・財政健全化計画における目標額は、下表のとおりである。

（単位：百万円）

平成19年度	平成20年度	平成21年度
2,386	2,439	2,536

・上記の財政健全化目標額については、中期財政計画策定時点における「収支見通し（11ページ）に算入したもの」と、使用料・手数料のように条例改正などの手続きが必要であるものや各年度において段階的に効果が見込まれるものなど、収支見通しに、反映していない「今後の改善目標額」があるが、その内訳は下表のとおりである。

（単位：百万円）

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	収支見通しに算入したもの	今後の改善目標額	収支見通しに算入したもの	今後の改善目標額	収支見通しに算入したもの	今後の改善目標額
市 税						
地 方 交 付 税						
譲与税・交付金						
使用料及び手数料				13		47
国・道支出金						
財 産 収 入						
そ の 他	100					
歳 入 合 計 a	100			13		47
人 件 費	921		956		956	1
扶 助 費	246		285		285	4
公 債 費						
投 資 的 経 費	150		140		140	
そ の 他 の 経 費	956		1,011		1,010	93
ア. 物 件 費						
イ. 維持補修費	369		391		391	35
イ. 補助費等	406		437		437	56
ウ. 貸付金	6		10		10	2
エ. 繰出金	145		143		144	
オ. 積立金	30		30		28	
歳 出 合 計 b	2,273		2,392		2,391	98
計 画 目 標 額 合 計 (a + b)	2,373		2,392	13	2,391	145

上記の今後の改善目標額は、11ページの補てん額Eの欄の内訳である。

なお、使用料・手数料の改定時期の変更に伴い、上段の財政健全化計画における目標額の平成19・20年度と下段の計画目標額合計額（a + b）とは一致しない。

第3章 収支不足の対処方策

1 収支不足の対処方策

財政健全化計画を着実に実行することはもとより、歳入では、財源の確保充実に最大限の努力を傾け、歳出面においても、引き続き、一層の経費支出の節減と効率化を推進し圧縮を図るとともに、平成21年度以降の収支不足については、さらなる基金の利活用も含め、収支の均衡に向け、取り組むことが必要となっている。

なお、今後における地域経済や国の地方財政対策の動向等も見極めながら、財政健全化計画の取り組みの趣旨を基本として、財政健全化への取り組みを進め、必要に応じて財政健全化計画の時点修正に適切に対応しつつ、所用の調整を行いながら計画の推進を図ることとする。

2 対処方策の内容

1) 財政健全化計画に基づく事項

人件費の見直し

事務事業の見直し、民間委託、組織機構の簡素合理化などの積極的な推進による職員の計画的な削減と、権限移譲や新たな行政課題に対応した「定員適正化計画」を策定し、今後とも総定員及び総人件費の削減に努める。

事務事業の重点配分

今後において実施しようとする公共事業などについては、事務事業評価（事前）を通じ、事務事業の必要性や優先度を勘案し、市民福祉の向上や地域経済の活性化、雇用の安定にも配慮し、将来を見据えた施策の重点的選択を行う。

事務事業の見直し

初期の目的を達成した事務事業あるいは事業効果が少ない事務事業等の廃止・縮小、目的が類似する事務事業の統廃合、地域間格差のある事務事業の整理など、全ての事務事業について行政評価（中間・事後）により、有効性・効率性などを検証し、さらなる経費の削減に努める。

委託料の見直し及びアウトソーシングの推進

業務委託等の内容を再精査するとともに、民間活力を導入することにより、市民サービスの向上や行政コストの縮減を図るため、民営化、民間委託、指定管理者への移行及び嘱託職員化のさらなる推進を図る。

負担金・補助金の見直し

○下記の4つの「基本視点」を踏まえながら見直しを行う。

現在の社会経済情勢の下で、負担・補助等がその目的から適切かどうか

負担・補助等がその目的に対し効果が認められるかどうか

行政と市民の役割分担の観点から、負担・補助等すべき事業・活動として適切かどうか

負担・補助等の対象経費について、効率性が図られているかどうか

負担金においては、以下の区分を行い、見直す。

全国組織の負担金で行政効果が薄いなどの理由で廃止が考えられるもの

事業補助目的を達成するなどの理由で終期を設定できるもの

予算経費の見直しができるなどの理由で削減が可能なもの

事業の効率化が検討できるなどの理由で改善が考えられるもの

補助金においては、上記の4つの区分の他に、さらに、以下の性質区分に応じ、上限としての補助率を定め、見直す。

行政の代替性が強い行政補完型のもの

市と市民または団体が対等な立場で協力している相互協力型のもの

市民の自主的な活動に対する自主活動型のもの

イベント等随時型のもの

市が要綱等を定め奨励推進する奨励推進型のもの

特別会計・事務組合等の負担の見直し

特別会計・事務組合等における独自収入の確保や事務事業の見直しなどにより、これらの会計に対する一般会計からの負担を抑制する。

公共施設の見直し

市民ニーズや利用の低い施設などについて、市民の利便性に配慮しながら、再編・統合を含めた見直しを行う。

第3セクターの見直し

第3セクターの役割等を再検討し、一般会計からの負担を抑制するとともに、抜本的な見直しを図る。

市税等の徴収対策強化

自主財源の安定確保と市民負担の公平性の観点から、市税等の課税客体の的確な把握と適正な課税、収納率の向上及び滞納金額の圧縮のため、積極的な収納対策のさらなる推進に努める。

使用料・手数料等の見直し

市民負担の公平性確保と受益者負担の適正化を図るため、以下の基本的考え方に立ち見直しを行う。

原価計算を行う

公費負担及び受益者負担の範囲を明確にし、類似施設間の受益者負担率を旧北見市の考え方に統一する

激変緩和のため、上限改定率を20%として試算する

積算した結果、現行料金より下回る施設については、下回る額とする

旧3町の施設の減免率については、旧北見市の減免の考え方に統一することとする

市有財産の売却及び貸付の推進

市が所有している財産については、実態を十分に把握し、遊休地などについて積極的な活用を図るとともに、行政財産についても、普通財産などへ移行するなど、売り払い可能な土地建物の処分を進める。

基金の利活用

喫緊の行政課題への対応や安全かつ有利な運用を図る観点から、さらなる基金の利活用について検討する。

2) その他の事項

事業の実施方法等について検討

事業の経済性・効率性なども考慮し、規模、内容、実施方法をはじめ運営費、償還費等を含めた検討を行う。

自主財源の確保に向けた検討

地方分権時代に対応し、健全で安定的な財政基盤を確立するため、地方交付税等の一般財源の確保充実を強く働きかけるとともに、新たな税財源等の確保に向けた要請・研究を進める。

財源確保に向けた市債発行の検討

交付税措置のある地方債について強化充実、施設改修・修繕に対する地方債を国に求めるとともに、団塊の世代における退職手当の増加分に対応した退職手当債の発行等についても検討、実施する。

後年度負担の平準化

公債費は、過去の投資にかかる償還を今の世代だけが負担するのではなく、それを利用する将来の世代も負担する制度であるが、ガス事業会計清算や市営競馬組合清算金など、さまざまな特殊要因の償還がここ数年に集中していることから、その負担について、公的資金の繰上償還等も含め、さらなる平準化を検討する。

今後における国の地方財政対策・経済景気動向等に対応した財政運営

地方財政の現状に鑑み、国に対し交付税率の引き上げ等抜本的な地方財政対策の強化、充実を要請するとともに、今後における経済景気動向に留意した財政運営に努める。

3 収支不足の状況と対処方策の目標額

- 現時点における収支不足の状況とその対処方策の目標額を下表のとおりとし、それぞれの取り組みを進めることにより、収支不足の解消に向け努めていくこととする。

(単位：百万円)

区 分		H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
収 支 見 通 し 総 括 表	歳 入 歳 出 差 引 C	4,779	2,301	1,217	1,063	739	269
出 納 閉 鎖 時 の 不	用 額 等 推 計 額 D	200	200	200	200	200	200
財 政 健 全 化 計 画 に お け	る 今 後 の 改 善 目 標 額 E		13	145			
小 計	(C + D + E) F	4,579	2,088	872	863	539	69
財 政 健 全 化 に 基 づ く 事 項	人件費の見直し			}	}	}	}
	事務事業の重点配分						
	事務事業の見直し						
	委託料の見直し及びアウトソーシングの推進						
	負担金・補助金の見直し						
	特別会計・事務組合等の負担の見直し						
	公共施設の見直し						
	第3セクターの見直し						
	市税等の徴収対策強化						
	使用料・手数料等の見直し						
	市有財産の売却及び貸付の推進						
	基金の利活用	4,579	2,088				
	財政調整基金	582	111				
	減債基金	100					
	社会事業基金		60				
	公営住宅入居敷金管理基金	50					
環境・緑化基金		80					
ふるさと振興基金		440					
国鉄湧網線	200						
地域福祉基金		90					
土地開発基金	50	321					
地域振興基金	1,053	986					
市庁舎建設基金	2,467						
ふるさと銀河線跡地整備	77						
そ の 他 の 事 項	事業の実施方法等について検討			}	}	}	}
	自主財源の確保に向けた検討						
	財源確保に向けた市債発行の検討						
	後年度負担の平準化						
	今後における国の地方財政対策等に対応した財政運営						
対 処 方 策 の 目 標 額 計 () G	4,579	2,088	872	863	539	69	
収 支 見 通 し 再 差 引 H	0	0	0	0	0	0	

平成19・20年度においては、対処方策の実績見込みにおける基金の利活用である

今後における収支不足への対応

今後においては、対処方策により、収支不足の解消に努めることとする。なお、国の「地方分権改革や地方行財政改革」に係る今後の動向については、現時点では未確定であるが、今後の動向把握に努め、収支見通しに修正を加え対応していくこととする。

第4章 前計画(平成19年2月策定の 北見市中期財政計画)の検証

1 平成20年度の検証

昨年策定した「中期財政計画（平成19年度～平成23年度）」の平成20年度の収支見通しの数値と本計画の平成20年度を比較すると下表のとおりとなる。

(歳入)

(単位：百万円)

区 分	平成20年度		
	前計画①	中期財政計画②	②-①
市 税	14,557	14,430	△ 127
地 方 交 付 税	16,689	16,932	243
臨 時 財 政 対 策 債	1,362	1,273	△ 89
譲 与 税 ・ 交 付 金	3,257	2,964	△ 293
国 ・ 道 支 出 金	7,185	7,032	△ 153
地方債（臨時財政対策債を除く）	6,033	6,230	197
そ の 他	11,261	11,914	653
歳 入 合 計 A	60,344	60,775	431

国の地方財政対策における影響により、市税、交付税、譲与税・交付金などの一般財源総額が縮減されたことにより266百万円の減。

地方債（臨時財政対策債を除く）については、公的資金繰上償還1,324百万円の実施を想定しているが、これを除くと4,906百万円となり、前計画比1,127百万円の減となっており、これは退職手当や投資的経費に係る起債充当額の見直しにより市債発行額を抑制したことによる。この結果、歳入全体では、431百万円の増にとどまっているものである。

(歳出)

人 件 費	10,225	9,984	△ 241
扶 助 費	6,994	6,861	△ 133
公 債 費	9,055	10,465	1,410
投 資 的 経 費	7,258	6,751	△ 507
物 件 費 ・ 維 持 補 修 費	9,030	8,825	△ 205
補 助 費 等	6,513	8,183	1,670
貸 付 金	6,612	7,229	617
繰 出 金	3,983	2,707	△ 1,276
積 立 金	2,048	2,071	23
歳 出 合 計 B	61,718	63,076	1,358

公債費については、公的資金繰上償還1,324百万円の実施を想定しているが、これを除くと86百万円の微増となっている。この結果歳出全体では1,358百万円の増である。

(収支差引)

歳 入 歳 出 差 引 C (A - B)	△ 1,374	△ 2,301	△ 927
出納閉鎖時の歳出不用額・歳入超過 収入見込額から翌年度への繰越額を 差し引いた推計額 D	200	200	0
財 政 健 全 化 計 画 目 標 額 E	178	13	△ 165
基 金 繰 入 金 F	996	2,088	1,092
歳 入 歳 出 再 計 (C + D + E + F)	0	0	0

= 参考 =

市債・債務負担行為・基金の推移

市債・債務負担行為・基金の推移

(1) 市債の推移

(単位：百万円)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
前年度末残高		85,635	86,161	85,014	83,893	83,538	82,857
市債発行額	臨時財政対策債等	1,362	1,273	1,273	1,273	1,273	1,273
	上記以外の市債	6,394	6,230	5,769	5,856	5,617	6,619
	計	7,756	7,503	7,042	7,129	6,890	7,892
市債元利償還金	元 金	7,669	8,650	8,163	7,484	7,571	7,587
	利 子	1,780	1,745	1,605	1,542	1,507	1,480
	計	9,449	10,395	9,768	9,026	9,078	9,067
当年度末残高		85,722 (86,161)	85,014	83,893	83,538	82,857	83,162
臨時財政対策債等		16,038	16,467	16,793	17,025	17,176	16,388
上記以外の市債		69,684	68,547	67,100	66,513	65,681	66,774

臨時財政対策債等には、臨時財政対策債のほか、減税補てん債、臨時税収補てん債を含む。

減税補てん債は、恒久的減税の実施に伴う地方税の減収分の一部を補てんする地方債で、後年度、償還分について全額交付税措置される。

臨時財政対策債は、本来、国から交付されるべき地方交付税のうち、国の交付税財源が不足する交付税分の振替として発行が認められる地方債で、後年度、償還分について全額交付税措置される。

平成19年度当該年度末残高の()書きは、国民健康保険病院事業会計及び市場事業特別会計の閉鎖に伴い、一般会計に移行分を含めた。

(2) 債務負担行為の推移

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
前年度末債務負担行為残高	18,061	18,163	17,672	15,126	12,470	10,333
新規設定等による増減分	5,435	2,781				
支 払 額	5,333	3,272	2,546	2,656	2,137	2,079
当年度末債務負担行為残高	18,163	17,672	15,126	12,470	10,333	8,254

上記の債務負担行為については、本計画策定時点での利率等で試算している。

なお、平成21年度以降の新規設定分は、見込んでいない。

債務負担行為年度別支払額内訳

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人 件 費	263	263	263	263		
物 件 費	107	287	251	309	291	291
補 助 費 等	827	927	316	309	247	242
投 資 的 経 費 等	2,476	772	759	691	537	488
うち、道営土地改良事業補助金	116	85	70	58	46	38
うち、障がい者・高齢者福祉施設建設等補助金	368	348	340	332	309	302
積 立 金	1,660	1,023	957	1,084	1,062	1,058
うち、市庁舎建設基金積戻分		518	481	487	489	506
うち、ちほく高原鉄道経営安定等基金積戻分	1,410					
合 計	5,333	3,272	2,546	2,656	2,137	2,079

なお、市庁舎建設基金積戻金は平成24年度が最終年である。

(3) 基金の推移

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
財政調整基金	積立金		2	2	1	2
	取崩額	582	111			
	末現在高	647	538	540	541	543
減 債 基 金	積立金	152	61	61	73	73
	取崩額	207	59	55	54	47
	末現在高	48	50	56	75	101
土地開発基金	積立金	56	116	117	158	158
	取崩額	50	321			
	末現在高	297	92	209	367	525
災害復旧基金	積立金					
	取崩額					
	末現在高	8	8	8	8	8
国民健康 保険準備 積立基金	積立金	1	1	1	1	1
	取崩額	596	101			
	末現在高	255	155	156	157	158
介護給付費 準備基金	積立金		1	1	1	1
	取崩額	168	224			
	末現在高	410	187	188	189	190

(単位：百万円)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国鉄湧網線 代替輸送 確保基金	積立金		1	1	26	26	25
	取崩額	209					
	未現在高	85	86	87	113	139	164
ふるさと銀河 線跡地整備等 振興基金	積立金	500	16	16	16	16	16
	取崩額	117	49				
	未現在高	383	350	366	382	398	414
特別定期基金	積立金						
	取崩額						
	未現在高	0	0	0	0	0	0
社会事業基金	積立金	8	6	7	13	13	13
	取崩額	17	60				
	未現在高	144	90	97	110	123	136
育英事業基金	積立金	1	7	7	7	7	7
	取崩額						
	未現在高	60	67	74	81	88	95
公営住宅入居 敷金管理基金	積立金	33	73	38	29	34	14
	取崩額	58	9	9	9	9	9
	未現在高	18	82	111	131	156	161
公設地市場 卸売設基金	積立金						
	取崩額	36					
	未現在高	0					
体 育 ・ 入 力 一 振 興 基 金	積立金	1					
	取崩額						
	未現在高	33	33	33	33	33	33
相 内 地 域 公 共 施 設 基 金	積立金						
	取崩額		3				
	未現在高	3	0	0	0	0	0
文化振興基金	積立金						
	取崩額						
	未現在高	9	9	9	9	9	9
消 防 施 設 建 設 基 金	積立金						
	取崩額						
	未現在高	1	1	1	1	1	1
上 と こ ろ 地 域 公 共 施 設 建 設 基 金	積立金						
	取崩額						
	未現在高	1	1	1	1	1	1
図 書 館 整 備 基 金	積立金						
	取崩額	1	1				
	未現在高	13	12	12	12	12	12

(単位：百万円)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
環境・緑 基 化 金	積立金	38	57	58	66	66	66
	取崩額	2	84				
	未現在高	125	98	156	222	288	354
市 庁 舎 建 設 基 金	積立金	6	522	485	491	493	510
	取崩額	2,467		45	6	600	1,000
	未現在高	1,942	2,464	2,904	3,389	3,282	2,792
心 振 興 基 金	積立金	1	46	47	96	96	95
	取崩額	19	476				
	未現在高	554	124	171	267	363	458
農 業 振 興 基 金	積立金	47	47	47	47	46	46
	取崩額	35	35	35	35	35	35
	未現在高	40	52	64	76	87	98
地 域 福 祉 基 金	積立金	1	121	127	114	86	85
	取崩額	1	92	1	1	1	1
	未現在高	53	82	208	321	406	490
力 夕 夕 力 保 護 基 金	積立金						
	取崩額						
	未現在高	0	0	0	0	0	0
生 涯 学 習 基 金	積立金	1					
	取崩額	5					
	未現在高	2	2	2	2	2	2
地 域 振 興 基 金	積立金	1,057	992	6	6	6	6
	取崩額	1,057	992	6	6	6	6
	未現在高	0	0	0	0	0	0
漁 業 集 落 排 水 事 業 基 金	積立金	1	1				
	取崩額						
	未現在高	9	10	10	10	10	10
北 海 道 ち ほ く 高 原 鉄 道 経 営 安 定 等 基 金	積立金	1,413					
	取崩額	3,978	60				
	未現在高	60	0				

= 参考 =

公債費負担適正化計画

公債費負担適正化計画について

総務省は平成18年7月に、実質公債費比率による許可団体については、実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に行うために、公債費負担適正化計画を自主的に策定することとし、その内容と実施状況等を勘案して、地方債の発行を許可することとした。

その計画の内容としては、原則として、7年度以内で各団体が定めること。今後の地方債発行等に係る方針、計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策、これに基づく実質公債費比率の見通し等について定めること。計画期間中の実質公債費比率の目標については、早期是正措置の対象が実質公債費比率18%以上の地方公共団体とされていること、実質公債費比率が25%以上となった許可団体については、原則として、一定の地方債の発行を制限することとされていること等を踏まえ、それぞれの団体の実情に応じて、今後の実質公債費比率についての適切な目標を設定することとなっているところである。

なお、この計画は毎年度、実績を総務省に報告を行うとともに、目標である7年間以内で、実質公債費比率を18%未満になるよう適宜見直しを行っていくものである。

当市においては、平成18年度に本計画を策定し、既往債の償還や新発債の状況を想定し、計画内に実質公債費比率を抑制することを目指し、今後の事業の取捨選択等の一つの指針として取り組み、計画の期間内に目標を達成することとしたところである。

しかしながら、本計画は、策定後3年目を迎え、毎年度の地方財政計画などに伴う標準財政規模の縮小や一時借入金利子等が新たに基準に算入されたことなどの算定基準の変更、また、平成18年度の地方財政対策において、10年間に限り退職手当債の発行が可能となったことや平成19年度から平成21年度までの3年間高金利の公的資金について、補償金免除の繰上償還が認められ、実施予定であること、更に、北見市総合計画が本年策定を予定していることなどの状況の変化があり、本計画の策定当時と比べ、目標設定の前提条件が大きく変わっていることから、今後、計画の変更を含め、総務省及び北海道と協議を行っていくものである。

公債費負担適正化計画

(単位：千円)

	前年度 (平成17年度)	計画策定年度 (平成18年度)	第2年度 (平成19年度)	第3年度 (平成20年度)	第4年度 (平成21年度)	第5年度 (平成22年度)	第6年度 (平成23年度)	第7年度 (平成24年度)
計画見直し年度翌年度以降の地方債借入予定額				7,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
公債費充当一般財源等額	8,350,017	8,310,766	8,240,380	8,349,185	8,435,837	8,428,107	8,293,258	8,244,414
で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額	0	0	0	0	0	0	0	0
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等								
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,914,563	1,558,033	1,477,031	1,474,898	1,534,537	1,583,682	1,695,163	1,757,805
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	170,532	65,358	58,765	57,400	64,742	67,115	64,992	58,599
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	972,952	961,609	913,786	930,000	930,000	930,000	850,000	800,000
一時借入金の利子	12,546	31,554	31,554	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	4,440,702	4,426,526	4,542,035	4,426,330	4,392,861	4,566,569	5,052,140	5,417,906
準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,898,833	1,693,319	1,232,445	1,253,001	1,201,743	1,178,534	1,112,866	1,163,962
標準財政規模(H19算定結果による)	33,203,674	33,622,026	32,901,248	32,901,248	32,901,248	32,901,248	32,901,248	32,901,248

実質公債費比率(単年度)	18.9%	17.4%	18.2%	18.9%	19.7%	19.4%	17.8%	16.3%
表頭年度の地方債発行に際し用いる実質公債費比率の見込み(当該年度前3ヶ年度の平均)		18.2%	18.5%	18.1%	18.1%	18.9%	19.3%	18.9%

計画期間終了次年度の地方債発行の際に用いる実質公債費比率の見込み(3ヶ年平均)	17.8%
---	-------

= 参考 =

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\quad + \quad + \quad + \quad + \quad + \quad) - (\quad + \quad)}{- (\quad + \quad)}$$

= 参考 =

定員適正化計画

北見市定員適正化計画(平成19年度～平成22年度)

1 はじめに

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が平成18年6月2日に公布・施行され、政府は平成17年4月1日から平成22年4月1日の5年間に地方公務員総数を4.6%純減するよう地方公共団体に対し職員数の厳格な管理を求めるとされた。

さらに、「骨太の方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)では、地方公務員総数は、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(5.7%)と同程度の定員純減を図ることとされ、また、新地方行改指針では、集中改革プランとして公表し、行政改革に取り組むこととされている。

これらのことから、北見市においても事務事業の見直し、組織の効率化、民間委託の推進など、適正な定員管理に積極的に取り組まなければならないものである。

2 基本的な考え方

高度で多様な住民要望に伴い増加する行政需要に対応し、効率的・効果的な事務執行を行い、限られた人材を有効に活用し、総定員の抑制を図って行政のスリム化に取り組むものとする。なお、新たな行政需要に対してはその必要性を十分見極め、総定員の抑制を図りつつ的確に対応するものとする。

また、合併により職員総数が類似団体と比較し多い状況にあることから、合併時に策定した「新市まちづくり計画」を踏まえ取り組むこととする。

3 職員数

職員数は平成18年3月5日の1市3町合併をはさんで次のとおりである。

(単位：人)

区 分	H17.4.1	H18.4.1
旧 端 野 町	97	-
旧 常 呂 町	151	-
旧 留 辺 蘂 町	135	-
旧 北 見 市	855	-
合計(新北見市)	1,238	1,196
前 年 比	-	42

4 適正化のための方策

(1) 適正化のための方策の基本

徹底した事務事業の見直しを行い、事務の簡素化を進める。

課内事務担当制を見直すこととし、現制度のメリットを維持し、改良を加えた新たな制度を構築する。

各部各課において職員の機動的対応を促進し、効率的・効果的な事務処理を進める。

行政と民間の役割分担を踏まえ、民間機能を活用する。

行政とボランティア・非営利組織団体との連携を促進し、活動支援を含め、協働化を推進する。

再任用制度及び嘱託職員制度を活用する。

(2) 具体的取り組み内容

のぞみの園・常呂デイサービスセンターの民間移管

国保常呂病院の民間移管

農業技術センターの民間移管

フレンドセンターの嘱託職員化

組織機構の見直し

再任用制度及び嘱託職員制度の活用

5 計画期間及び目標数

(1) 計画期間

平成19年度から平成22年度までとする。

(2) 目標数

(単位：人)

年度	19	20	21	22
4月1日現在	1,142	1,090	1,067	1,043
前年比	54	52	23	24
退職者数見込	45	47	58	
(うち定年)	(38)	(40)	(51)	
その他の退職	20			
採用者見込数	13	24	34	
増減計	52	23	24	

国保常呂病院の民間移管による

* 一部事務組合派遣職員を除く

* 退職者数見込は定年退職者のほか自己都合等退職者予想数7名を見込む

* 採用者見込数は新市まちづくり計画における補充率を参考とした

6 適正化計画の推進

(1) 計画期間中に行政需要等に変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

(2) 限られた人員の中で「最小の経費で最大の効果を発揮する」ためには職員の資質の向上を図ることが必要であり、職員研修を一層推進するものとする。

(3) 本計画実施の管理は、総務部において行い、中期財政計画との連携を図りながら推進するものとする。